

令和6年第1回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和6年3月7日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第 1 号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12月専決）

議案第 2 号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）

議案第 3 号 大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

- 部を改正する条例について
- 議案第 7 号 税外収入の督促及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 大玉村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

- | | | | |
|----|------|---------|---------|
| 1. | 10 番 | 須 藤 軍 蔵 | P. 99～ |
| 2. | 8 番 | 佐 原 佐百合 | P. 109～ |

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりに使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前 10 時 00 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 1、一般質問を行います。

10 番須藤軍蔵君より通告がありました「高齢者のくらしと安全安心のために」ほか 2 件の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） おはようございます。

通告いたしておりました一般質問を行います。

初めに、高齢者のくらしと安心安全についての幾つかの質問と提案でありまして、明快なる答弁を最初に求めておきます。

第 9 期介護保険事業計画で今年からの 3 年間について樹立をするということで、この機会に大変よく見させていただいたなというふうに思いますが、そこで貫かれていることは、団塊の世代が高齢期を迎えるピークの来年ですか、2025 年、可能な限り地域で共に暮らせると、そういう仕組みをしっかりとつくるんだというのが、この 9 期計画の中で貫かれている内容だというふうに思うわけでありますけれども、とりわけ認知症について、支援の充実、そしてまた予防、早期発見、その対応、そして見守りと支え合いと、そして最後といいますか、万が一に備えての対応というようなことが今回何か所に出ており、相当強調されているんだというふうに改めて感じたところであります。

昨年 12 月議会でも、お二方からそれぞれこれらに関してその角度において質問がなされて、大玉村における今のそうした現状、そして行われている施策等々が、お話がございました。大変認識がそういう意味では深まったのかなというふうに思っております。

認知症、いずれも一様ではないので、様々な問題があるわけでありまして。物がなくなって家族の者が警察呼ばったり、そして警察が家族の人を疑って調べるとか、様々な私も経験しておりますが、一様ではないんですね。そういう意味でも取組というのはなかなか大変だというふうに思うわけでありますけれども、様々な同僚議員の毎週出しているお知らせなどでは、ひなたぼっこカフェでの取組、そのほか様々なサポートと

か、いろいろな、そういうところに行って聞いたり話をしたりということも非常に後で参考になりますよと、ぜひ関心ある方は行ってくださいというようなお話もありました。

そういうことを少しでも知っていれば、俺自身ももう少し柔軟に対応できたのかなと思ったりも今しているんですけども、かっかかっかときて同じになっちゃってねというようなことが繰り返されてきたということを今思い出すところでありすけれども、いずれにしてもこの認知症の問題では、特に9期の介護保険の計画の中で一つもう少しこの問題だけについて掘り下げて、実際進めていただきたいというようなことについて取り上げたところでもあります。

今までは7人に1人ぐらいが認知症だと言われておりましたが、今や5人に1人だというふうなんですね。私ざっとこう見たら六、七人は、機械的です、機械的に言うたそういう状況だというふうに、そういう認識があると。それで地域と共に、これほどいるんでは、やっぱりそれは、それはおまえは違うぞではなくて、やっぱり一緒に暮らしていかなきゃないんだということの取りまとめの内容なのかなというふうに思ったところでもあります。

そこで、この認知症についての様々な昨年のお尋ねの中でも、いわゆるQRコード、大玉村においてはQRコードを使って今対応しているんだと、対象としては僅かなんだということでもありますけれども、実際は、それは表面に出ただけであって、私も経験していますが、何人かそういう傾向は実際はあるんですね。それもさっき言ったとおり同じではないんですけども、山の中に突っ込んだまま絶対出てこなかったり、そういうのもあるんですね。こっちが行くと、おまえは関係ないんだから来るなとかって怒られたり逆にしたり、様々です。

そういう意味でも、やっぱりQRコードでやっているんだということで、課長に聞いたら、衣服などにつけて、そこのタッチをするとコールセンターにつながって、そしてそれが身元を判明するための大事なツールの一つになっているんだ、大玉村としてはGPS問題もいろいろあるんだけど、いろいろ様々な課題があるのでというような部長の前の回答でした。そこで、部長の回答では、近隣でもそういうことをやっているところはあると、したがって、そういうものを調査研究して、補助なり、あるいは運用、そういうものについてどうすべきであろうかということについて調査研究をしてみますと、こういうお答えでございました。

12月ですから、何か月かあったわけですね。今時点で結構ですので、その調査研究の過程などについてお話をいただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

現在、高齢者の徘徊対策として福島県内の6自治体におきましてGPS端末の貸与を実施しているというふうには承知してございます。近隣では本宮市で実施しており、徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族へ貸与しております。初期費用と本体等の費用を市が負担し、月額基本料金は利用者の負担ということでしているそうでござ

ざいます。専用のアプリを入れることで月2回まで無料で携帯電話やインターネットで位置情報の提供を受けられるというようなことを聞いております。

今後の導入に当たりましては、やはり電波の範囲の問題のほか、高齢者にGPS端末をどうやって常に携帯させるかが課題ということでまだ残っております。今のところ現時点では、靴に装着する方法が最も有効であるというふうに考えている、そのような調査内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

そういうふうにして近隣には、ごく近い本宮市では既にそういうことで実施がなされているということでございます。

9期の計画の中では、高齢者の数はほぼ横ばいということでございますけれども、それにしても、おおよそ3分の1まではいかないけれども、27%ぐらいかな、高齢化率は、大玉村での。その中でのこの徘徊ということになると、それはもっともっと少ないわけですがけれども、しかし、2024年で約2,500人くらい、28%ですから、もっと増えるということはある得るなど。大玉村で今この間言われたのは2人ということだったんですね、そういうものを使う。でも、もっとそういう対象は、少ないにこしたことはないんですけれども、やはり実際にはもっと増えるのではなかろうかという心配はあるわけですね。

したがって、大事な、徘徊というのは朝早く出たりなんか行っちゃったりして、これも大変になかなか見つけられなかったなんていうことも実際にあるわけでありますので、ぜひそれを予防するためにはということでありまして、実際今ほどお話ありました本宮での取組なんていうものは、非常に具体的なやり方としては進められているということが明らかになったわけでありますので、ぜひこれは、今年は何かそういう意味では、認知症が地域で共に暮らすということのスタートにする、1月1日からそういう年だというふうなことも言われておりますので、大玉村としてもぜひこのGPSを使ったそうした対策というものが行われるべきであろうというふうに思っております。

したがって、これは今ほど部長言われたように、その家族だけではどうしようもない話なので、やっぱり家族なり、もちろん地域、そうした、あるいは自治体、そして近隣の自治体とも連携しながら進めなきゃならんと思うんですけれども、また、GPSについては、そういう取り扱うそうした業界といいますか、そういう方々との連携というものを深めていく必要があると思いますし、ぜひ、取りあえずそういう大きなとんでもない数字になるような事業規模ではないと思うんで、今年はぜひこれらにGPSというものに踏み込まれるということをするべきだというふうに思いますけれども、村長の見解を承りたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えします。

この徘徊の問題は、大変命に関わる問題でもありますので、大変重要な案件だというふうに考えてきておりました。一番有効なのはGPSであるということはもう何年も前から分かっておったんですが、その頃は手首につけるとか、首からぶら下げるとか、衣服に縫い込めるとかということで、実際運用が非常に難しいということで、あまり効果が期待できないというか、それが先ほど言いましたように、どういうところにつければ有効なのかということと、あとは大きかったんですね、物が。

一番有効だと思われていたのが、靴ひもと一緒に結びつけてやる方式がありました。これもかなり大きいもので、高齢者と、徘徊する方としても違和感があって外したりというようなことも考えられて、なかなかGPSの導入には踏み切れなかったんですが、ここに来て大変小型化されているということと、靴底に入れるような方式も取れるんじゃないかというふうになってきましたので、導入に向けて本格的に調査をして、どういう機器が有効なのか、どの程度の経費がかかるかということについては令和6年度中に具体的に調査をして、そして早期の導入に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。ぜひそういうことで進めるようにお願いをしておきたいと思います。

次に、村政懇談会についてであります。

これらにつきましても、コロナが5類に移行をしたということで、大分長く休んでいたわけですが、行われました。去年から、まだ年度終わっていないので、全部終わったわけじゃないと思いますけれども、全体としては、そういうもの、コロナを通してなかなかみんなが出ない、いろんな懇談会のみならず出なくなったという状況がある中で行われたわけでありまして、これらについての行われた回数なり、あるいは総体的な人数なり、さらには、またこうすればもっと集まってもらえたかななどという、そういうものがあるとすれば、まずそこら辺から懇談会についての今日まで行われた時点でのことについて伺っておきたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今回開催させていただきました懇談会につきましては、各行政区長様に開催日や時間を決定いただきまして開催するというふうな方法で実施をまいりました。開催につきましては計9回でございまして、参加いただいた方の延べ人数につきましては84人でございました。

特徴といたしましては、道路の支障木伐採でありましたり、道路改良、その他交通事故防止につながるご提案など、より身近な要望が多かったというふうに感じております。

そして、各会場ともに、これらの要望や質問に対しましては、極力その場で回答に努めさせていただきました。また、その場で回答できない案件につきましては、持ち

帰って庁内担当課で検討を行い、後日、区長様を通じまして確実に回答してまいりました。

今後開催するに当たっての改善点等につきましては、3年に及ぶコロナ期間中、様々な集会でありましたり、事業が延期、中止となったこともありまして、そういった場合の参加を控えるということが常態化したこともありまして、どこの会場の参加者数も残念ながらやや少なかったというふうには感じております。

次年度以降の開催に関しましては、コロナ感染拡大に戻り、参加者の増加を期待するというのの一つございますし、懇談会の開催曜日でありましたり、時間帯の配慮、行政区に関係なく自由に参加できる機会を設けるなど、より多くの方に参加いただけるような開催方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

コロナとの関係もありますし、さらにあとこれを大玉村のみならず、なかなか参加していただくと、それでも84人ですか、参加いただいたということはありがたいことでありまして、実は、そういうやり方がもっと足りなかったとって追及する話じゃなくて、我々としても村民の思いを、声を聞いたり、懇談したりということをしようという中では、それでも多く集まっていたくためには、これはなかなかどこでも、どこの自治体に行っても聞くんですけれども、聞かないでもらっても、皆さんと同じですと言われるんですけれども、やっぱり苦労しているようです。

でも、その関係を我々も行政も努力しないとこれはやっぱり進まない問題で、そういう参考になる意見があれば助かる、我々も4月頃予定しておりますけれども、参考になるなと思って承ったところであり、そこで、村長にはいろいろとお聞きする機会があるので、副村長あるいは教育長さんも私どもの9区あるいは10区にもおいでをいただいたんで、そのときの出た感想なり、意見なり、これからどうするかなというふうなことについても抱負あればお尋ねしますので、お願いします。

○議長（押山義則） 副村長。

○副村長（武田正男） 10番議員さんにお答えいたします。

玉井9区の村政懇談会は、恐らく十四、五人ぐらいの参加だったと思います。また、その2週間後に行われた後援会による懇談会、これについてはその倍ぐらい参加者があったように記憶しております。随分来ているなというような感想を持っております。

これらの村政懇談会等開催に関しましては、その経緯とか方向性については総務部長が申し上げたとおりであります。私個人的に思ったものは、同じ9区地区、9区、10区地区の懇談会であっても、片方は、行政主体のこういうふうにやりますよというふうな、そういう通知一辺倒の懇談会であったと。もう片方は、後援会の組織の後援会の年中行事、その中で自分たちが主催して主体となってやるんだという自主性といいますか主体性といいますか、同じ村民の方が集まるにおいても、その熱量といいますか、熱意が違ったのかなというふうに思っております。

そういった意味で、行政における懇談会等についても、いかに村民の方に関心を持ってもらうか、熱量を上げてもらうか、そういうふうな手法をこれから考えていくべきだろうと今回の懇談会を通じて考えたところであります。

以上です。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今年度それぞれの村政懇談会出席をさせていただいて、教育関係に関するご質問、ご意見はもちろんですけれども、そのほかのご意見をいただく中でも、地域の皆さんがどんな思いを持っていच्छるか、どんなふうな考え方をしていच्छるかということを感じさせていただいて、大変有意義であったというふうには思っております。

一方、議員もお話しのとおり、参加者がなかなか集まらない、特に若い方々は少ない状況の中で、そういった方々のご意見、思いを何とかして聞き出すことができないかというようなことは大きな課題かなというふうには思っております。もちろん、地道に繰り返し毎年続けていくということが一番大事なことだろうとは思いますが、回数や場所、これを一律に増やしていくということは実際問題として難しいというふうに考えますので、全く私個人の私見ではありますが、昨年、議会のほうでも取り組まれたようなオンラインも併用したような開催の仕方であったり、場合によってはSNS経由でご意見をいただく、そういった手だてをつくるというようなことも有効なのではないかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれありがとうございました。引き続きそうしたご意見をいただきながら、我々も含めて村政の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

最後の質問であります。

行政サービスの制度や中身についてであります。

これまで様々、自治体の役割として根幹である住民の暮らし、福祉、教育、そうした具体的な施策としての各種行政サービスが、その時々十分な検討を、それこそいつとも言っているような検討に検討を加えた結果、実施されてきている様々な施策があるわけでありまして、これが大きく村民の暮らしに今寄与しているということは事実でありまして、それに基づいてしっかり村が成り立ってきているということでありまして、同時にまた私として考えるのは、そろそろ見直すものもあるであろうというふうなことであります。それらについては全般的なものなんですけれども、議員必携には全般というのは駄目だを書いてあるので、それでは、じゃ取りあえず、例えばこれとこれということで今回3つに絞りました。

本当はそればかりじゃないんです。全体を指して言いたいんですけども、全体では何だということで分からなくなるということで、あれでありますけれども、まず一つ、

例えば高齢者の免許証返納に関わる、昭和30年頃だったか、盛んにやっぱりある議員の方が熱心にこれずっと系統的に取り組まれて実現したなと思い出すわけでありますが、そのようにしてその時々課題について取り上げて、今日こうしたことで進められておりました。

デマンドタクシーの利用券を50枚、300円の50枚で1万5,000円ですか。そのほか、これは3か年、あとは商品券1年分とかいろいろあって進められておりますけれども、一体、今、1万5,000円でどうなのかというと、実態、例えば普通のタクシーに乗った場合なら何回乗れるのかなというふうに思ったりもしますし、逆にそのことだけ取り上げると、じゃもともと免許証なかった人どうするんだという話あるとすれば、私はこんなの、じゃ全部ゼロにしちゃって、もうくれないと、その代わり65歳以上の人全部バスなり、ただで乗せるようにするとか、そういうふうなことも一つの、福島市では市内、二本松市も市内だけについては、バス代についてはそのような方向になっていると思いますね。

したがって、それはスケールの問題、財政の問題もあるので、本宮なんかは大玉の3倍、二本松はその倍などという規模ですから、それとこれとを一緒にできる話ではないんですけれども、しかし、もう少し金額的な問題も時代とともに実態と即しているのかどうかということを考えるべきではないかなというふうに思うところであります。さらにはまた同じような大玉村の重度心身、重度の障害を持っている方に対すところのタクシーの助成制度というものもございますね。

これらも結構要件が厳しい割には、もちろん手帳を交付され、下肢、それから体幹障害の1級、2級、腎臓機能障害の1級とか視覚障害の1級とか、様々なこの持っている方が該当するんですよと言っているんですけれども、助成内容は1枚500円のタクシー券を年間30枚交付しますよと、利用期限は年内1年間ですよと、そういうような中身ですね、年間1万5,000円。

これを制度としてやりますよと掲げているわりには、じゃこれ、たまちゃんタクシーで来れば300円だから結構あっぺと言うけれども、郡山とか二本松に行ってタクシーで来た場合ってこれ何回使えるのかなというふうなことを考えれば、もっともいろいろな障害ある方についてはまた別枠での一定のすくい上げというのはあるから、それはそれとしていいんですけれども、こういうことについても、もう少し時代に合って考えていくべきではないかなというふうに思うところでありますけれども、これらについての考え方、これらについての村長の見解を承りたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

免許返納については、本宮、二本松等についてとか、ほかの障害者の関係のタクシー券等については、後で部長のほうから実態は答弁させますが、免許返納のときに、ただ免許返納して、それであと足がなくなると困るだろうということで、二本松、本宮等についてはデマンドタクシー等の券を発行しているということですが、うちのほうとしては、まず取りあえず1万円の商品券を発行して差し上げて、その後4万

5, 000円分のデマンドタクシー券を3年間に分けて交付するということですので、免許返納して、あと交通手段がないということであれば、これは何らかの方法があるのではないかと思います。取りあえず大玉の場合にはデマンドタクシーというものを運行を同時にしましたので、それを活用していただくということが現時点での考え方であります。

無料バスの運行というのは、きめ細かく村内を歩くとしてもやはり停留所までは行かなきゃいけないということがあります。ですから、福祉バスの場合には、最終的にほとんど乗る方がいなくなってきたというのは、やはり停留所まで行くのが大変だというようなことがあって、それも含めてデマンドタクシーの運行というふうになりましたので、現時点ではやはりデマンドタクシーの運行について、昨日述べましたように、A IとかD X関係を利用しながら利便性を高めるということで取りあえず進んでいきたいというふうに考えております。

あと、近隣とかのタクシー助成とか、それからあとデマンドの状況については部長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

各市町村の状況ということでございます。

高齢者の交通支援の関係、デマンドタクシーは、高齢者の先ほどの免許返納、そして介護認定を受けている方につきましては無料、本宮市につきましては、運転免許証を自主的に返された方に対しまして巡回バス、デマンドタクシーに使えるチケットが5万円分1回のみということだそうでございます。本宮市につきましては、75歳以上の方にバス、デマンドタクシーの無料の乗車券を交付しているというような状況でございます。

障害者への交通費助成ということで、まず1つ目に大玉村重度障害者タクシー料金助成事業ということでございます。本村につきましては、先ほど10番議員さんおっしゃいましたとおり、下肢、体幹の障害者手帳、下肢、体幹で2級以上、腎臓で1級、視覚障害で1級、この方々につきましては1枚500円のタクシー券を1年間で30枚、1万5,000円相当を交付してございます。ただし、入院、退院時に限るということでご利用いただいております。

本宮市につきましては、同じ助成事業ということで進めておりまして、こちらは障害者手帳をお持ちの下肢、体幹2級以上、視覚障害1級ということで、本村で言う腎臓機能の分については含まれておりませんということでございます。同じく1枚500円のタクシー券を年間で30枚、1万5,000円相当を交付して、用途の制限はないというようなことでございます。ただ、手帳を2つ以上お持ちの方につきましては、さらに年間15枚を交付ということで、通院利用時のみということでございます。

二本松市につきましては、同じ事業につきまして、本宮市と同様、下肢、体幹が

2級以上、視覚1級ということでございます。タクシーの乗車券及びガソリン購入に利用できる1枚600円のチケットを年間24枚、1万4,400円相当を交付しているというようなところでございます。

障害者の助成事業2つ目としまして、大玉村人工透析患者通院交通費補助事業ということでございます。交通費月額、こちらを上限を3万円として、そこから5,000円を引いた額を助成するということでございます。本宮市、二本松市につきましても同じ内容での補助ということでございます。

3つ目、最後になります。特別支援学校就学に係る交通費助成事業ということでございます。

本村におきましては、民間タクシーまたは福祉事業者が実施する車両による送迎、月額交通費の2分の1以内として上限が2万5,000円、本宮市につきましては、事業所による送迎につきましては、助成額は本村と同じく月額の2分の1と、上限2万5,000円、そこに保護者による送迎、月額2万1,000円の定額助成ということで本宮市はしているようでございます。ただ、片道の場合は半額ということでございます。二本松市につきましては、タクシー送迎の助成ではなく、保護者に対する月額2万1,000円の定額助成という、その助成のみということでございます。

本村の助成事業、議員のおただしの点につきましては、以上のような他町村との比較内容ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。今ほど部長からも詳しく他市町村のことについてもいただきましてありがとうございました。

私の質問が悪くて申し訳なかったんですけども、そういうことを伺うつもりではなかったんです。時代とともにこういう金額はもっと考えていくべきではないかということでございます。これは今日、今、急遽新たにということではなくて、もっと別の機会にもう一回やらせていただきます。要するに、時代とともにこういう金額で大丈夫なの、いいのかなということでございます。

今は、事務的にこれはこれだ、これはこれだ、それは分かっているんです、一応それなりに資料頂いているので。それに基づいて、例えば先ほどあった障害者の方は入院、退院時だけだよというのは今初めて、そのときだけ使うんだよというのは今初めて聞いたような、この中で俺は何回も使えるのかなと思ったけれども、何回も使えるのにはそれほどの金額になっているかということだったんです。だから、要するに、時代とともに……（不規則発言あり）先ほど入院、退院時というお話あったよね。（不規則発言あり）いや、いい、分かればいいんだけども、いや、それだけだったら、あらそうなのと今思ったものですから。

いずれにしても、一生懸命、私、冒頭言ったように、そのときそのとき相当慎重に、今までもそうだった、検討して、検討してと、そうやって検討した結果できたやつなんだから、それは尊重しますし、有効に動いてはいるんですけども、もっと時代に

合わせて変えたらいいんでないかというのが私の提案であります。これについてはもう一回、後ほど次回にやります。

それから、もう一つ、スクールバス運行関係についてであります。これも昨日の質問なり答弁の中で様々議論が深められて、一定程度理解をしたところではありますが、私も長い間そうしたことに関わってきた関係からすると、非常にスクールバスの運行についても感慨深いものがあるわけでありまして、もともとはなくて、教育委員会も村も全くそんなことはやる気はなかったんですね、昔は。小姓内あたりから出ている教育長もいたんだけど、全然それは父母と、どっちかというは母ちゃん方が、昔、福島交通の前身であった県南交通というのがありました。その時代に営業所に行ったり、役場に押しかけたりして、教育長なんていうのは逃げちゃっていなかったりして、そういう大変な時代を経て臨時バス出したんですよ、皿久保から本宮までの俗に言う学校バス。これはそれにしたってそこまで来るのに2キロくらい、3キロある人もいるわけですから、停留所。そうやってつくり上げたのがその第一歩なんですね。

その後、山なみ号の俗に言う昔の山入りの学校のほうの人を、こっちはばかりでなくてこっちもということで、山なみ号そういうことを含めると、非常に歴史的にも長いわけであり、そして今、様々な角度から改善がなされて今日を迎えて大変にありがたいなとは思っているんですけども、スクールバスの運行の規程というのを、これを頂いて見せていただきました。非常にそこを読むまでは分からなかったけれども、運行に当たってのその他教育長が必要と認めた場合というのがあるんですね、これ。こんなのは全然適用になったことはないんですね、はっきり言って。

6区の一部、9区、10区の一部は危ないから行かないと決めてよっばいたんですね。それで、何だということ、安全第一です、運行。それが一番だから行かない。それで、様々なあれで、4WDに全車してもらったんですね。そして、今度は山のほうまで行くということになったわけでありまして、いずれにしても、そういう時々の状況に応じて変化されて改善されてきた、非常にありがたいなと、元からするとありがたい話でありまして、そういうことを含めると、やっぱりそういうことばかり昔のこと語ってはあ終わりですから、やっぱり今起きているものでは何だということ、交通が利便性になったおかげで逆に犯罪に巻き込まれるとか、様々な課題がまだ、あるいは事故があるとか、そういうことになってくれば、当然運行の距離、あるいは乗る人も、対象者ですね、小学生、昨日、一歩進めて3歳児の乗車の件も触れられました。

そういうことも含めて、中学生についてはどうなのか、あるいはまた人口の推移、様々言われていますけれども、そういうことも将来はやっぱりもう少し変わってくると、またその時代に合わせた運行の仕方というのが出てくると思うんですけども、そういう運行の仕方についても昨日もありましたけれども、もう少しこれまた時代に合わせた規程というものについても検討が加えられるべきではないかと。教育長さんも懇談会に参加されて、ご意見など、父兄の意見も聞いたと思うんですけども、そういうことも併せながら、今後改善に向けた取組を求めるところでありますけれども、それらについての見解を承りたいと思います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今、スクールバスの現状については、昨日、11番議員さんのご質問に対して答弁をさせていただいたところですが、小学生の距離の問題、あるいは地区の問題、そして中学生の利用ということも、必要性は十分認識しているところではありますけれども、現状のバスの台数であったり、運転手の確保の問題であったりということも含めて、まず次年度、令和6年度について幼稚園児の使用ということについて実施をさせていただいて、その中で改めて、その間にやっぱり子どもの数、子どもの住む地域の変化、いろいろ変化してくるものが出てくるとは思いますけれども、そういった状況をしっかりと見ながら、これから運行内容を見直すということも、今現在いつの段階でというお約束はできませんけれども、その辺を検討する必要があるというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

いずれにしても、そうした状況を踏まえて、時代とともに要望に応えられるようなそういう取組を引き続き求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時45分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 8番佐原佐百合君より通告がありました「子どもの居場所づくり」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告している2件について質問いたします。

先に、子どもの居場所づくりについてです。

子どもは、家庭を基盤とし、学校や地域など様々な場所において、安全・安心な環境で多くの人との関わりの中で多様な価値観を身につけ、成長すると言われています。しかし、少子化の今、昔は当たり前だった近所の子どもたちと遊ぶことや、異世代との交流の場が少なくなっています。また、共働き世帯の増加や保護者の長時間労働により、親子が接する時間も減っていることが想定されます。

そして、子どもたちの困難は家庭や学校だけでは対応が難しく、そもそも困難が家庭や学校に起因する場合があります。

そこで、子どもたちが孤立しやすい放課後や長期の夏休みなどの休暇の時間、家庭や学校以外の場である居場所で過ごすことで、様々な年齢や立場の人と出会い、自分の知らない世界を体験することで子どもたちは自分の視野を広げていくのではないかと考えます。

子どもたちにとって安心できる居場所が一つでも多く存在し、子どもたち同士はもちろん、大人も地域もつながり合い、子どもの育ちをしっかりと支えていく、そんな地域づくりができないか考え、質問いたします。

初めに、小中学校の放課後や、ちょっと質問も悪かったんですけども、休日、また長期の夏休みとかなどの過ごし方について、知っている範囲でいいですので、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 8 番議員さんにお答えいたします。

小学校児童につきましては、有償ではございますけれども、社会福祉協議会による放課後児童クラブを平日や土曜日に利用することも可能でございますし、生涯学習事業の放課後子ども教室に参加されている児童につきましては、金曜日の放課後に玉井、大山それぞれの会場におきまして、ボランティアの方々のご協力をいただきながら、宿題やいろいろな運動、遊びなどを通して世代間交流を図っているところでございます。

それ以外の児童生徒の放課後や休日の過ごし方につきましては、部活動だったりスポーツ活動に行ったり、習い事に通ったり、遊びに出かけたり、家で過ごしたりと過ごし方は様々であると考えてございますけれども、現状については把握してございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 放課後児童クラブであったり、子ども教室であったり、部活、スポーツ、目に見える形での部分については把握しているという答弁でしたが、ここでちょっと何点かお伺いしたいんですけれども、そういうところに行かないで家で過ごしている子どもたち、今、私たちの頃、寄り道って全然オーケーだったんですけれども、今、寄り道ができない。あとは、安全上の学校のルール、学校から家に帰るまでのルールが幾つか存在すると、あると聞いたんですが、把握していればお願いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

防犯上、安全上の理由としまして、学校のほうでは子どもたちに対しまして、まず下校につきましては、一旦うちのほうに帰宅するというのが大原則になっております。その後、子どもたちの学年とか、そういったものによっても変わってくる部分はございますが、その後、外出というような形で子どもたちには指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 寄り道ができないのは間違いないということによろしいですね。

昔はと言ったら失礼なんですけれども、学校の帰り道に公民館が隣にあったら寄って本を借りたり、ちょっと遊んだりということができました。私の子どもの頃まではできていたのかな。なので、今はそこを通過して帰ってしまうので、また戻ってくるということが困難な子どもたちがいるという話も聞いております。

それから、学校のルールの中で、低学年、中学年、高学年、多分強制的ではないと思うんですけれども、ある程度安全上問題、それはあっていいルールだとは思っているんですけれども、強制ではないとは伺っているんですが、やはりルールなので、守る子どもたち、それを知っている子どもたちがいます。低学年は家の周り、中学年は行政区内、高学年は学校区内というふうな移動、自転車の移動なのか、徒歩での移動なのか、そこをちょっと再確認したいんですが、お願いします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

特に長期休業中の過ごし方ということで、家庭、子どもたちにお便り等にて周知をしておりますが、特に自転車等に係るものについて、そういった形で指導はしておるところですけれども、自転車を利用しない場合につきましても、そういったことを一定の基準として、子どもたちに一通りのルールを守って遊ぶようにということで指導はしておるところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 学校での子どもたちへの安全の計らいなので、そこは仕方がないかなと思っております。言われたことは守るんですよね、お母さんたちも子どもたちも。そうすると、学童とかに行っていない子どもたちは、今、家で一人で過ごしていたりとか、あとは兄弟で過ごすしかない、あとは祖父母にお願いしているという状態で、私の把握する中では、村内の子どもたちはそんな感じで家族以外の大人とか子どもさんとの関わらない中で過ごしている時間が多いと把握しております。

そこで、次の質問になるんですが、グラウンドのある学校や改善センター、あと図書館のある公民館やふるさとホールの近くに家のある子たち、その学区の子どもたちは遊びに行けるんですよ。だけれども、家が遠い子たちは一回帰ってしまうと、行政区を越えると小学校のグラウンドまで遊びに行けなかったりとか、公民館に行けないということがあります。お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃんにお願いをしてできる子たちはいいんですけれども、できない子たちは家で遊ぶか、ちっちゃな庭で遊ぶというような状況です。

また、そんな中でも、先ほど課長からお話ありましたが、毎週金曜日に行われている放課後子ども教室は、子どもたちや保護者の皆さんにとっても大人気ですごい喜ばしいことなんですけれども、多分、今後参加者が増えたと、会場の都合で毎週やってい

たものが隔週、だから1週空けて行うようになると思います。そうすると、さらに家族以外の人と関わりが減ってくると考えます。

そこで、子どもたちや地域の人に関わる施設または居場所についての考えを伺います。

まず、各ふれあいセンターや集会所を利用して、子どもたちを中心に若者や大人も集まれる居場所づくりを推進する方法はないのか考えを伺います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

放課後子ども教室におきましては、議員さんおっしゃるとおり、1クラス約30人程度ということで想定しておりますので、参加人数が多い場合は2クラスに分け、隔週での開催ということで実施しておるところでございます。

あと、ふれあいセンターや集会所の利用につきましては、利用規程等もございますし、施設や備品等を壊してしまうなどの心配もございますけれども、子どもたちの遊び場、世代間交流の場を確保する上ではそうした施設の利用も必要かと考えてございます。安全で安心できる場所として利用するために、施設の開放と事故防止のため管理人だったりボランティアの方を配置するなどの必要もございますけれども、そのためにはやはり地元の方々のご協力が必要不可欠であると考えます。

そのほかにもクリアしなくちゃならない課題というものは多々あるかと思いますが、地元の方々や施設管理者、あと関係機関などと地区ごとの施設の利用方法等について協議して、前向きに検討していく必要もあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 利用のいろいろ管理であったり、安全のためにいろんなことをクリアしていかなければいけないとは思いますが、前向きに検討をお願いします。

お母さん方の中には、やはり何か遊べる場所があったらいいな、でも自分は仕事しているから休みのときだけでも何か子ども集めたいかなというお話も上がるんですが、やはりなかなか声を出せないでいます。

そこで、村内で成功しているパターンでいえば、まちなかふれあいかよい路のnakahomeなんですけれども、そこがうまく今いっている、うまくこのマッチングできたその要因とかはご存じでしょうか。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

マッチングした要因というのはちょっと把握してございませんけれども、まずボランティアの方がしっかり担当していらっしゃるということがまず一つの課題かと思えます。やはり子どもたちの面倒を見る上では、事故等、けが等ございますので、どなたかやはり面倒を見てくれる方がしっかりしていないと、なかなか安全確保するというのは難しいと思いますので、その辺しっかりボランティアの方々の体制が取れているということがまず1つ目の要因であるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） すごい意地悪な質問だったんですけども、地域おこし協力隊が n a k a h o m e の運営をしている 2 人にインタビューをしております。その中に、そもそも立ち上げたお二人は、やはり子どもの居場所があるといいなと思っていたと。そのときに、ふれあいかよい路が出来上がって、こういう場所があるんだというふうに初めて行ってみて、そうしたときに、管理をしている大地の多分、所長さんだと思うんですけども、そこに自分たちの思いを伝えたら、それはいいじゃないかとすごく全部何でも話を聞いてくれて、やってみようという声をかけてくれた、自分たちが思っているところの背中を押してくれたということが書いてありました。

何を言いたいのか、大山地区にはそんなところが 1 か所ありません。別な議員さんの質問のときに、居場所については大山地区は今のところ検討していない。きっと子育て支援センターができるからかなんとも思うんですが、それまでは待っていただけないと思います。ただ、ほかの予算がなくて、ふれあいかよい路のようにつけれないなら、各ふれあいセンターや集会所を利用して、その居場所をまずは提供できるような環境をつくってあげたら、そこに背中を押されて居場所をつくってみたいという保護者の方とかボランティアさんが立ち上がるのではないかなと思いました。

なので、ぜひ、玉井地区だけではなく、町なかだけではなく、全村的に、スクールバスで行っている子たちも、何の疑問もなく多分行って帰ってきていると思います。なので、もうちょっと場所を増やせるような、そういう、先ほど前向きな答弁はいただきましたが、ぜひ背中を押せるような居場所づくりの推進をお願いしたいと思います。

近隣の自治体では子ども食堂が増えており、子どもたちが安心して過ごせる場であり、地域の子どもたちと大人、高齢者との交流の場になっていきます。子ども食堂まではいかなくても、例えば長期の夏休みとかだったら、地域みんなで月に 1 回、みんなで近隣のひとと子どもたちが何かを作って食べるのもありなのかなと思いますので、もう少しいろいろ子どもたちが安心して過ごせる場所の支援をお願いしたいと思います。

次に、子どもたちが安心して遊べるように、また若者や高齢者も利用できるように各地域の農村公園を改修できないか考えを伺いたいんですが、以前も質問しましたが、ちょっと不便であったり、ちょっと遊ばせるのには不安だなという声もあるんですが、ぜひ今ある資源を有効活用したいと考えているので、そういった改修ができないか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

農村公園の利用につきましては、地区によってばらつきはありますが、子どもの数が少なくなった、あるいはコロナ禍というふうな状況もありまして、地元の行事等の利用、こういったものが現在少なくなってきたというふうな状況でございます。

このような状況ではありますけれども、12区の新田地区につきましては、最近、農村公園を利用した夏祭りの行事が復活してございます。そういったことで活用が図られているというふうな状況でございます。また、12区の村政懇談会におきましても、危険防止の観点からフェンス改修の要望も出されたというふうな状況でございます。

子どもたち、また高齢者の方も安心して過ごせる公園、この条件につきましては、人目が行き届く、死界がない場所、こういったことが必要な条件と考えられます。今後、農村公園のそれぞれの在り方につきましては、地元の意向等を十分に踏まえながら方向性を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） せっかくですので、使えるような形で、私も何らかの情報収集には協力しますので、ぜひ使えるようにしていただきたいなと思っております。

こども家庭庁では、令和5年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針を定め、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進を始めました。また、市町村におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、こどもの居場所づくり支援体制強化事業を実施するようです。きっと多分、今頃、県知事あたりに文書来ているんですかね。そんなことで、国でもそういう体制を強化する動きがあるようですので、ぜひ子どもたちの居場所を支える地域づくりができるような支援に期待し、次の質問に入ります。

次は、新規就農者の現状と確保に向けた方策についてお伺いします。

日本の農業従事者の減少や高齢化が深刻な問題になっているのは、もう誰もが承知のことだと思います。農林水産省の令和4年新規就農者調査結果によると、令和4年2月1日から令和5年1月31日の新規就農者は4万5,840人で、前年に比べ12.3%減少し、調査開始以来、過去最低となりました。

一方、福島県では令和4年5月2日から令和5年5月1日までの新規就農者数は367人で、前年に比べ33人増加しており、令和4年度調査から2年連続で300人を超えています。年齢別では45歳未満が8割を占める、就農を目指す若者が増加傾向にあるとなっております。

農業に興味がある若者が増加している背景には、農業に対して、経営者になれる、働きの自由度が高い、家族と過ごせる時間が長いといったよいイメージを持った人が多くなってきたと言われてしています。また、私もよく見ますけれども、SNSで情報発信する農家さんが増えていて、農家同士の情報の交換の場ともなっており、これまでよりもきっと身近に感じるが増えたのかななんて思っております。

本村でも、基幹産業である農業を維持・発展させるためには、担い手の育成とともに、若い世代を中心とした新規就農者を確保し、定着させることが重要だと考えます。

そこで、過去10年間の新規就農者、体系ごとですね、自営、あと雇用、新規ごとの人数、年代、定着率などの現状と課題があればお伺いします。また、令和6年度か

ら新規就農する方がいれば、人数と年代を伺います。質問していてなんなんですから、定着の定義って何かなともちょっと思ったりして、もしその辺も分かればお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

過去 10 年間の新規就農者の状況でございますけれども、国によりますと、国の新規就農者向けの補助金の活用した例、これにつきましては平成 24 年度にお二人ございました。そのほかの自営就農あるいは雇用、新規参入というふうな部分につきましては、それぞれの詳細な情報が、過去 10 年間遡ってみました、その部分については詳細把握できませんでした。引き続き調査したいというふうに考えておりますが、現在この内容については詳細把握してございません。

定着につきましては、当然その際に就農された方が現在も引き続き就農あるいは農業経営をされているというふうな認識でございます。

令和 6 年度からの新規就農者につきましては、現時点におきましては、新規就農を希望される方ということで、地域おこし協力隊が 1 名、村に配置するというふうなことでございますけれども、新たに新規就農希望者として相談を受けている方、受ける予定の方 1 名ございますが、現在のところ、6 年度から確実に新規就農者ということで就農される方は現在のところいらっしゃいません。この相談希望されている方の相談の時期、今月末を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 過去の数字を把握していないということでしたが、昨日の質問の中で、私もちょっと農業まだ勉強したばかりで詳しくないんですが、令和 4 年度相談件数 5 件のうち 2 件が就農したというお話もあったかと思います。

それと、これ、私、違う資料見ているのかな。県北農林事務所で出している資料の中に、平成 10 年までは遡っていないんですけれども、平成 28 年までの大玉村の新規就農者数のデータが出てきて、そこに人数があったので、その人たちが今どうなっているのかなと思って質問した経緯があります。

把握していないのであれば、ちょっと次聞きたいことに結びつかないんですが、新規就農にはいろんな種類があって、じゃちょっと質問変えたいんですけれども、大玉村で新規就農したいという場合、自営就農にもいろいろ種類あると思うんですけれども、自営就農、雇用就農、新規参入、今のところどれが一番適しているというか、適していて、なおかつ、でも村としてはどこに力を入れたいというところがあればお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどの答弁の中で、大変失礼をいたしました。5 年度、今年度から新規参入、新規就農という方、4 年度相談者の中にお二方いらっしゃいましたので、そちら漏れて

ございました。大変失礼をいたしました。

新規就農としての形態としては、自営就農あるいは雇用就農、新規に参入するというふうなことが挙げられますけれども、それぞれに特徴がございます。自営就農としては、例えば自分の家の農地、これを相続なりをしながらということで続けていただく、こういった部分ではありますし、雇用ということになりますと、法人なりなんなりに就職をして雇用されながらそこで就農をします。新規参入は、全く新たに農地を求め、それから自作をしていくというふうなところになります。

村としてはどれがということでもありますけれども、それぞれに特徴がありますので、どれかに重点を入れてというふうなことではありませんけれども、それぞれに合った相談体制あるいは研修、そういった支援体制を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 次の質問なんですけれども、先ほどの後半の部分の答弁とも重なるかもしれないんですが、では今のところ新規就農者は2名プラス令和6年度から1名ということで3名、その方たちが農業を持続していける、そのための支援というのはどういうふうにされているかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

新規就農者が定着できる、定着に向けた支援というふうなものでありますけれども、これらにつきましては、就農後に定着をしないで離農するというふうな主な理由としては、経済的な困難と、それから技術的な困難というふうな2つが大きく挙げられるというふうに考えてございます。

今後の新規就農者が定着するための支援といたしましては、まず技術的な支援として、農業研修プログラムの提供、あるいは農業経営、それから生活面への資金に対する支援が必要というふうに考えてございます。新規就農者に対しまして、農業技術や経営スキルの向上を図るための教育・研修プログラム、これらについて県の農業普及所あるいはJA等と連携しながら提供を進めてまいります。また、これによって新規就農者が農業の専門知識や実践的な技術を習得し、安定的な農業経営を行うための基盤の構築に向けた支援を進めてまいりたいというふうな内容でございます。

また、資金面での支援につきましては、国の補助制度を活用して支援をしているところでありまして、県、それからその他の市町村の動向等も調査を今後してまいりたいというふうに考えてございます。

村外からの新規就農者の支援につきましては、地域おこし協力隊制度を活用しまして、村への定着を図ると同時に生活面での支援について図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 経済面、技術面、そちらが問題点、離農の原因ではないのかと考えることから、研修のプログラムであったり、資金面の支援、あとスキルの向上、それを各機関と連携してというお言葉がありました。

私も初めそれはすごくいいことかななんて思ったんですけども、逆にちょっと一歩間違えば、連絡や情報の共有、関係機関が増えれば増えるほど情報の共有ができなくて振り回されてしまうということもあるんじゃないかなと考えています。新規就農した人、やっぱりこれからやっていけるんだろうかとすごく心配していると思うんです。そのときにどこに連絡をしたらいいのか、どこから連絡が来るのか、いろんなところが連携してやってくださるのはありがたいんだけど、いつ、誰から連絡来るのかなということで、すごく不安になりながら過ごすと思います。すごく関係機関との連携いいと思うんですけども、その辺はきちっとそごのないようにやっていかなければいけないと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

連携機関という部分でございますけれども、これ昨日も質問にお答えいたしました、1 回の相談でそれぞれのところからの情報を得るということでは大変重要な要素であるというふうに考えてございます。

また、一方では、ではこれについてはどこからどういうふうにとというのは、議員ご指摘のとおりでございますので、相談については窓口の一本化、そこに連携をするというふうな、そういうふうな体制の構築、現在もそのような考えで行っておりますが、より強化をしてみたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 地元の自分の親の跡を継いでいたり、その畑を使っていて地元になじみのある子は何とかそれでもやっていけるのかなと思いますけれども、やはり新しく新規に参入してこようと思っている人、来た人はとても不安だと思うので、ぜひ、窓口一本化難しいかもしれませんが、相談しやすい場所であったり、体制の構築はぜひしていただきたいと思います。

それから、次の質問です。

新規就農を呼びかける情報が、広報おおたまや村の公式ホームページ、農業関係のホームページに掲載されました。問合せや相談、応募があったのかお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

情報をそれぞれに掲載をさせていただいております。令和 4 年度におきましては 6 件の相談をいただきまして、就農相談会を開催したところでございます。令和 5 年度につきましては 7 件の相談がございましたけれども、実際に現時点では 6 年度からの就農に至ったケースはないわけですが、このような反応をいただいているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 広報であつたり、農業関係のホームページを見て、相談の件数があつたということによろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

お知りになったケースはそれぞれいろいろだと思いますけれども、こういった広報、あるいは直接窓口で相談、こういうふうな意向を持っているんだけどというふうなところでありますけれども、広報についても当然要素の大きな部分は占めているのではないのかなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 村内の若い子たちでも、今は仕事しているけれども、もうちょっと年取ったら農業やりたいなとかいう子たちもいます。もしかしたら、毎回いろいろ呼びかけることで早めに心の準備ができたり、もしかしたら頑張って農業するという人たちも増えるかもしれませんので、ぜひこれからも引き続き募集というか掲載をお勧めします。

次に、各自治体では様々な工夫で新規就農者を引きつけようと努力しています。受入れの競争が激化し、確保が難しくなるとも言われています。新規就農に関心や不安を持つ方、若い世代への情報発信はとても大切です。新規就農者を確保するための具体的な方策があればお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

新規就農者に限らず、近年、移住先を決める際にもまず何を見るんだというところでは、ウェブで調べるというのが最も多いというふうにも聞き及んでございます。

したがいまして、村では、閲覧数の多い農業総合情報のウェブサイト「マイナビ農業」に村の情報ですとか新規就農を目的とした地域おこし協力隊員の内容、あるいは村内の農業者のインタビュー記事、地域おこし協力隊、こういったものの Q & A、こういうものも掲載しているところでございます。

今後も同様の記事掲載の拡充を予定しておりまして、こういった内容を含め、大玉村の農業の現状と魅力を発信しながら、新規就農希望者のニーズを捉えた情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 村独自のものではなくて、「マイナビ農業」とか、ほかのものの媒体を利用して記事を掲載して、いろいろニーズを捉えながら拡充していきたいということなんですが、いろいろ情報が、本当私もいろいろ調べて、何週間も何週間も同じものがたくさんあってすごい悩みました。正直、補助金についてもいろいろまちま

ちで、あと、さっきの新規就農の種類もまちまちで、どれが正しいんだろうなんて思いながら今日に至ったわけなんですけれども、村が出している情報、他の「マイナビ農業」が悪いというわけではないんですけれども、村がきちっと明文化して出すということも大事じゃないかなと思っています。

若い子たち、いろんなところから情報もらえるので、他の自治体とか他の全国と情報共有しちゃうんですね。そのときに、ここではこう言っているんだけれども、大玉ってどうなのとか、そういう心配事が多分いろいろ入ってくるんだと思います。

なので、農業専用のホームページにちょっとバナーをつけるなり、SNSでもいいんですけれども、きちっと明文化できる、例えば、特に補助金はいつ、勉強会は、新規就農認定受けるためにはいつから勉強始まって、何月にはこうでこうでという流れがあると思います。なので、新規就農なる前と1年ぐらい、あとは補助金はこの日に申請すればこの月には入るよとか、そういうせめて1年ぐらいは安定した情報提供が必要なのではないかなと思いました。

それから、ちょっと私が個人的につながった石川の方なんですけれども、農業就業したいということで、この辺、安達管内とか中通りを調べました。そうしたら、やはり大玉はちょっと引っかからなくて、二本松、郡山、須賀川、あとちょっとついで三春に来ました。やはり先ほど部長言ったみたいに、移住コーディネーターの方がきちっと県の方とタッグを組んで、必ず相談というか、面接じゃないんだろうけれども、相談をしていました。お試し移住村民といって名刺ももらって、それで各地域回っていたようです。二本松の東和の農家民泊、そこに泊まりたかったらしいんですけれども、泊まれなくて、たまたま我が家が空いていたので、じゃいいですよと言って3日間ぐらいちょっとお世話したんですが、そういうふうにはやはり今の若い人たちって情報収集力はすごいので、ぜひ情報発信には力を入れていただきたいと思います。

それと、やはりどの自治体でも受入れは激化していると思うんですが、昨日も空き家の質問もありましたが、農家民泊ってすごく敷居が普通の民泊よりはちょっと低いのかなという情報があったと思うんですけれども、村民の方がやる、やらないには別として、そういう説明会もあってもいいのかななんて思いました。ぜひ、大玉村の強みって何だろうとも思うんですけれども、少しでもほかの地域に負けたくないような強み、それを表にPRしながらいろんな人を受け入れてほしいなと思います。

受入れ、さっき情報については聞いたので、受入れ体制をどういうふう考えているかお伺いしてもいいですか。もし、先ほど移住・定住と今協力してみたいなお話が、答弁があったと思うんですけれども、お伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

他の自治体から、都会、東京圏等も含めながら、そういったところからの新規就農ということになりますと、当然新規就農というもののほかに、こちらへの移住というふうな、そういうふうな側面ございます。これらについては庁内でも情報共有しながら対応を進めたいというふうなところと、それから農家民泊、こういったことについ

ては他の例等も十分に調査研究をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、情報発信の強化につきましては、先ほども申し上げましたけれども、様々な媒体を利用したような、そういうふうなものも含めて、しっかりと発信を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 私も議員になって何年でしょう、六、七年、農業についての質問は今回初めてさせていただきました。なかなか奥が深いな、なかなか難しいことがたくさんあるなと思いましたが、分かったことは、農業は人間が生きるために欠かすことができない仕事だよなというのを、あと農家は、農作物を作って売り、買った人たちにおいしさや喜びを与えられる仕事だな、農業は食料自給率などの社会的課題も解決できる仕事なんだなと思いました。

就農を希望する若者と自治体、地域の担い手の皆さん、JAなどの関係機関と連携する体制が整っているだけではなく、就農者と地域住民、就農者同士、先輩就農者などの交流が多く対話が行われる、そんな大玉村、就農してよかったなと思われる村になることを願って、私の一般質問を終わります。すみません、ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、8 番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後 1 時 3 0 分といたします。

（午前 1 1 時 4 1 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 2、議案第 1 号「令和 5 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1 2 月専決）」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（押山義則） 日程第3、議案第2号「令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（武田悦子） 8ページの③、9ページですが、③、④、⑤のそれぞれ農業関係の物価高騰対策でございますが、これ具体的にどのような形で支援を行うのか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

8ページ、9ページ、③のまず施設園芸燃油価格高騰対策に要する経費でございますが、こちらに関しましては、施設園芸のハウスの加温を行っている方についての重油、こちらがかなり高騰しているというところでの高騰分に関する支援ということで、1リッター当たり重油10円の補助をするものでございます。

④の果樹資材価格高騰対策に要する経費でございますが、こちらは果樹農家に関しまして、こちら果樹に関わる資材、果樹を包むビニールとか、そういった資材につきましてもかなり高騰しているというところで、こちらにつきましても一律圃場の面積に応じた支援をするところでございます。

⑤の畜産飼料高騰対策に要する経費でございますが、こちらは令和4年度より実施している牛、豚1頭当たりに対する支援ということで、こちら継続して行っていくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 施設園芸には1リットル当たり10円という数字がありましたが、果樹と畜産に関してはこの具体的な数字というのはどのぐらいになるのでしょうか。あと併せて、これってもう皆さんには届いているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

4番の果樹の高騰対策に関する支援の内容でございますが、10アール、1反歩当たり5,000円の補助をしてございます。

また、5番の畜産飼料高騰対策に要する経費につきましては、乳牛に対しては2万1,000円、肉牛に対しましては1万2,000円、あと豚に関しては1,800円、それぞれ1頭ごとの金額でございます。

また、既にこれを支出、本人の元に届いているかどうかということでございますが、3番、4番につきましては、今申請を受付しており、ほぼ集まっているところでございますので、支出順次していくところでございます。5番につきましては、これから申請のほうのこちらが通知のほうをしまして申請の受付を今後行い、繰越しをしましてそちらで対応する予定でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第3号「大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第4号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第6号「大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第7号「税外収入の督促及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第8号「大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第9号「大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第10号「大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 今回3年に一度の改正で保険料がまた上がるということになっているわけですが、3年に一度下がることがなく上がり続けてきているのかなと、上げないという年もあったようには記憶しておりますが、総じて徐々に上がっていくということになってきているのかなというふうにも思います。

これ、制度そのものの仕組みの問題があって、使えば使うほど保険料も上げざるを得ない状況というのもよく理解をしますが、だんだん本当に使わないんだからもう止めてくだしょというような声も聞かれています。そんな中で、どのようにしてこの介護保険を運用していくのか大変難しいところではありますが、介護保険使わなくても取られるし、使えば使ったでまた上がっていく、この制度そのものの問題というのも大変大きいと思うんですが、そのあたりは村長、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

今、議員さん言われたように、これは制度上の問題が多々あるというふうには感じております。ただ、使わない人と使った人というのは国保とか同じで、この制度自体が互助制度ということで、これについてはやむを得ないんじゃないかというふうに考えていますが、ただ、村の財政関与ができない制度になっておりますので、村のほうで今持っている基金の中で何とか低く抑えていますが、あと1,000万円ぐらいしかございませんので、これ使い切ると、かかった分だけ3年に1回ずつ上げざるを得ないと。

国保と同じように、制度をそういうふうに統一してやるんだというふうにやっていただくのは結構なんです、各地方自治体によって状況が大きく異なるにもかかわらず、1つの制度でやっていこうということに対して、私は無理があるんじゃないかというふうに感じておりますが、これについては国のほうでも問題意識は持っているようですけれども、一番は介護職員の給料が上がらなくて人が確保できないというような恒常的な問題もありますので、これを解決すると、その財源をどこに求めるかとい

うことで、なおさら国・県、地方自治体、そして個人の負担が増えていくという懸念を持っているところですが、できればやはり早急に制度をしっかりとしたものにも改めいただければ大変ありがたいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。 11番。

○11番（武田悦子） 制度上はそのとおりでございます。ぜひ何かの機会に求めているだきたいというふうに思います。

今回、3年に一度の見直しがありますので、その上でこの新しいサービス等々については大玉村においては検討されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

今後の新しいサービスを検討しているかといった質問でございますが、現在のところ新しいサービスにつきましては検討してございませんが、今後何らかの形で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第12、議案第11号「大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。 11番。

○11番（武田悦子） 今回の介護保険法改正によりまして、この提案理由の説明の中にもありますように、これまで指定を受けることのできなかった指定居宅介護支援事業者が予防のほうの指定も受けることができるというふうに改正になったことによるこ

の改正かなというふうに思っておりますが、この大玉村で新たに申請をいただければ指定を受けるということですのでよろしいんですね。それは村内外にかかわらず、事業所から申請をしたいとする旨の申請があれば予防事業所として認定をするということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） １１番議員さんにお答えをいたします。

ただいま議員さんおっしゃったとおり、今回の法改正におきまして、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者に申請をすれば指定をすることができるということでございますので、村内外を問わず、指定居宅介護支援事業者は指定を受けることができますと理解してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１３、議案第１２号「大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１４、議案第１３号「大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１５、議案第１４号「大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１６、議案第１５号「大玉村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１７、議案第１６号「大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１８、議案第１７号「大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１９、議案第１８号「大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２０、議案第１９号「大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２１、議案第２０号「大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時58分）